

令和 8 年熊本地震における被災井戸復旧のための井戸掘削業者募集要領

令和 8 年 9 月 2 5 日

熊本県環境生活部環境局環境保全課

次のとおり、井戸の掘削が可能な業者を募集する。

1 募集名称

令和 8 年熊本地震における被災井戸復旧のための井戸掘削業者

2 募集の目的

令和 8 年熊本地震により、熊本県内では八代市内の水道給水区域外を中心に、各家庭で設置している井戸の多くが被害を受けたことから、迅速な改善が求められている。

そのため、住民が実施する井戸を掘り直すなどの復旧に向けた取組を災害救助法に基づく応急修理と位置づけ、支援を行う仕組みを構築したが、県内だけでは井戸の掘削が出来る業者の数に限りがあるため、掘り直しを希望する方々は長期間待たなければならないことが想定される。

そこで、住民に対し、より多くの井戸掘削業者を紹介するため、一定の基準を満たす業者をリストに登録し公表することを目的に、全国から業者の募集を行うものとする。

3 募集の概要

(1) 施工場所

熊本県内（災害救助法の対象となった市町村のうち熊本市を除く 20 市町村）

(2) 工事の種類

飲用水を確保するために必要な井戸掘削工事（ポンプへの接続など最低限の管工事を含む。）

(3) 施工時期

被災者からの依頼等に基づく

(4) 井戸の仕様

被災者からの依頼等に基づく

(5) その他

リストに登録しても、住民との工事契約締結を約束するものではない。

4 応募に必要な資格及び条件等

(1) 以下の①～③のすべてに該当する者であること。

- ① 建設業許可業者であること。（許可業種は問わない。）

- ② 上記①で「さく井工事」の許可を有していない場合は、30m 以深の井戸設置の実績があること。当該実績が公的機関との契約に基づく実績でない場合は、施工実績に係る見積書及び施工を証明できる請求書等の写しを提示できること。
- ③ 施工機械を自ら持ち込めること（リース可）。また、施工に必要な資材を自ら調達できること。

(2) 以下の①～⑤の条件の全てを満たす者であること。

- ① 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）及び熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年熊本県告示第243号）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- ② 募集期間中において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- ③ 募集期間中において民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- ④ 直近1年間の税を滞納していない者
- ⑤ 次のア～エいずれにも該当しない者
 - ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この⑤において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この⑤において「暴力団員等」という。）
 - イ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアに該当するもの
 - ウ) 法人でその役員のうちにアに該当する者のあるもの
 - エ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

5 掘削業者の審査、選定方法

- (1) 毎月月末までに提出された応募書類をとりまとめ、速やかに審査を行い、上記4の資格及び条件等を満たす者を選定する。選定した業者はリストに掲載し、災害救助法適用市町村へ毎月提供するものとする。
- (2) 審査にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合がある。
- (3) リストには、業者名、住所、連絡先を掲載する。
- (4) 次の要件に該当した者は掲載しない場合がある。
 - ・ 応募書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

- ・応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・応募書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- ・その他不正行為があったと認められる場合

6 手続き等

(1) 提出書類

【別紙－１】の様式及び添付資料をメールにより受け付ける。

※郵送で提出を希望する者に対しては、個別に相談を受ける。

(2) 提出期限

井戸の掘削が進み、県内災害救助法適用市町村において応急修理の受付を終了する時期が明らかになった場合は、その受付を終了する月の月末を提出期限とする。

(3) 提出先 ・ 問合せ

提出先メールアドレス：kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp

問い合わせ先：熊本県環境生活部環境局環境保全課 中島、野田

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

TEL：096-333-2302 FAX：096-387-7612

7 選定者の決定通知

選定の結果についてはメールで連絡する。

8 契約時の掛かり増し経費の支援について

県外の業者が井戸を掘削する際に要する掛かり増し経費（移動費・宿泊費等）については、市町村によっては井戸掘削業者に対して補助する場合があるため、施工場所を所管する市町村に補助の有無について事前に問い合わせること。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語に限る。
- (2) 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。